

主な公務員の職務関連犯罪とその公訴時効

時効	罪の種類	法定刑
25年:死刑	—	—
15年:無期の懲役又は禁錮	虚偽公文書作成等 (※詔書偽造の場合に限る)	無期又は3年以上の懲役 (※詔書偽造の場合に限る)
10年:15年以上の懲役又は禁錮	特別公務員職権濫用等致死傷	人を死亡させた場合:3年以上の有期懲役 人を傷害した場合:6月以上15年以下の懲役(職権濫用の場合)、15年以下の懲役(暴行陵虐の場合)
	加重収賄罪	1年以上の有期懲役
7年:15年未満の懲役又は禁錮	虚偽公文書作成等(※印章又は署名のある公文書偽造の場合に限る)	1年以上10年以下の懲役(※印章又は署名のある公文書偽造の場合に限る)
	特別公務員職権濫用罪	6月以上10年以下の懲役又は禁錮
5年:10年未満の懲役又は禁錮	特別公務員暴行陵虐罪	7年以下の懲役又は禁錮
	受託収賄罪	7年以下の懲役
	単純収賄罪、事前収賄罪、第三者共賄罪、事後収賄罪、あっせん収賄罪	5年以下の懲役
3年:5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金	虚偽公文書作成等(※印章又は署名がない公文書偽造の場合に限る)	1年以上10年以下の懲役(※印章又は署名のない公文書偽造の場合に限る)
	贈賄罪	3年以下の懲役又は250万円以下の罰金
	公務員職権濫用罪	2年以下の懲役又は禁錮
	国家公務員法上の罰則 争議行為の計画・助長、政治行為制限違反、不正行為の見返りとしての再就職あっせん・再就職を契機とする不正行為等	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	国家公務員法上の罰則 守秘義務違反、兼業禁止違反、元職員による不正な働きかけ規制違反等	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
1年:勾留又は科料	—	—